

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025 年 7 月 25 日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 兵庫県尼崎市潮江一丁目2番6号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） SECカーボン株式会社 代表取締役社長 中島 耕			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	163 台	4 台	10 台	161 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	0 台	0 台	0 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	5.8	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	第一種特定製品の一覧表を作成し、安全環境部安全環境グループ担当者が一括管理を行い、フロン排出抑制法に基づく簡易点検の実施を、設置場所管理監督者に向けて案内を行っている。			
	廃棄時	設置場所管理監督者から施設部施設グループ及び安全環境部安全環境グループに連絡して、適切な廃棄処分と台帳管理を行っている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	フロン排出抑制法に基づく簡易点検及び定期点検の実施			
	廃棄時	行程管理票等の確認と、4月～7月、管理監督者に向けた前年度「フロン類算定漏えい量（点検、修理、廃棄台数と総算定漏えい量t-CO2/年）の社内報告			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	新設、更新時はノンフロン製品の選定を推奨する。				
特記事項	チリングユニット8台の法定点検および、エアコンディショナーの簡易点検を定期的実施。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。